

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について

自動車整備業界においては、整備に係る人材確保が長年の課題となっている。

今般、分解整備に係る認証を受けている事業場において、以下に掲げる条件をすべて満たす場合にあっては、他事業場からの業務支援による作業員の作業であっても、作業員を借り入れた事業場において行った作業とみなすこととしたので、了知されるとともに、関係者に周知徹底し、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

1. 業務支援において、作業員を借り入れる事業場（以下「借入事業場」という。）と作業員を貸し出す事業場（以下「貸出事業場」という。）は同一の自動車特定整備事業者であること。
2. 作業員を貸し出した後であっても貸出事業場及び借入事業場は、それぞれの事業場（指定自動車整備事業についても同じ。）の従業員の基準を満たすこと。
3. 貸し出される作業員は、貸出事業場における整備主任者又は自動車検査員でないこと。
4. 貸し出された作業員の作業の範囲は、点検及び整備のみとすること。
5. 貸し出された作業員の作業は、借入事業場の作業指示に従うこと。
6. 貸し出された作業員が保安基準適合証の交付に係る点検及び整備を行う場合は、借入事業場が貸し出された作業員に対し必要な教育を事前に実施し、その結果を記録すること。
7. 借入事業場及び貸出事業場は、それぞれ借入勤務実績及び貸出勤務実績を記録すること。

(参考)

Q & A

Q 1. 「特定整備事業者の事業場の従業員以外の作業員」は整備士の有資格者でなくても良いのでしょうか。

A 1. 良い。

Q 2. 他の事業場の従業員が作業を行う場合は、自動車特定整備事業者、指定自動車整備事業者の当該従業員を工員数及び整備士保有数に含むことができるか。

A 2. 他の事業場の従業員は工員には含まない。この考え方については、従来の取扱いから変更はない。

Q 3. 他の事業場の作業員は、アルバイト等雇用形態は問わないということでしょうか。

A 3. 雇用形態については、事業者の責務において他法令を遵守するよう指導されたい。

Q 4. 他の事業場の認証及び指定要件に定める要員数や整備士割合を確保しておく必要があるのではないかと。

A 4. 認証及び指定要件の考え方を変更した取り扱いではないため、送り出す事業場の認証又は指定要件についてはこれまでどおりの取扱いとなる。

Q 5. 「保安基準適合証の交付に係る点検及び整備を行う場合に、借入事業場が貸し出された作業員に対し必要な教育」とは何か。

A 5. 例えば、作業が適切な作業管理の下に科学的及び能率的に処理され、完成品に恒常性を有する作業を行うために、「作業の流れ、作業指示等工程の管理」、「作業の標準化」、「定期点検の実施体制」の内容などが考えられる。